

食管制度堅持農業経営を守るために 水田農業確立対策スタート

昭和61年度水田利用再編対策につきましては、農家各位の格別なるご理解とご協力により、転作等目標面積 173.7ヘクタールに対し、実施面積 174.3ヘクタール（転作実施率100.8パーセント）と目標を達成することができました。厚くお礼申し上げます。

昭和53年度からスタートした水田利用再編対策につきましては、当初の計画どおり3期9年（1期は3年）にわたり実施されてまいりましたが、昭和61年度をもちまして終了いたしました。

しかし、3年続きの豊作から持越在庫は190万ト～200万トと見込まれ、国の在庫基準150万トを超えるものについては、集荷団体の調整、保管にゆだねられる状況にあり、依然、需給バランスのとれた方策が必要となっております。

また、米の国際価格が騒がれている中で、輸入問題も貿易摩擦の一端として世論の高まりをみせております。このような状況の中で「水田を活用して生産される作物の生産性の向上、地域輪作農法の確立及び需要の動向に応じた米の計画生産を、生産者、生産者団体の主体的責任をもった取組みを基礎に一体的に推進する」という水田農業確立対策が全体ベースで転作目標面積77万ヘクタール（前年60万ヘクタール）としてスタートします。

これは、水田が我が国農業生産力の基幹であることからの生産性の高い水田農業を確立すること。

長期的な観点から農業の将来を見通して農業の生産構造を転換していくこと。

生産者自らが需要に応じて生産を行うこと等であります。

この結果、千葉県から光町へ昭和62年度転作等目標面積配分があり、町では生産者団体（農協）と検討したうえで、光町水田農業確立対策推進協議会（委員構成別表）を設置し、協議のうえ昭和62年度転作等目標面積及び事前売渡申込限度数量の配分を決定いたしました。

米の需給はいまだ不均衡であり、また、食管制度が国民生活の安定を図る上で重要であるとの認識から、生産者、生産者団体、行政が一体となって水田農業の確立を図るべく本対策のご協力をお願いいたします。

水田農業確立対策について

1 実施期間

- ①前期 （昭和62年度～64年度）
- ②後期 （昭和65年度～67年度）

2 転作等目標面積 253.5ヘクタール（前年度173.7ヘクタール）

3 転作率 21.84パーセント（前年度14.93パーセント）

4 他用途利用米配分

生産予定面積配分 過去3ヵ年間の出荷状況に応じ配分

生産出荷配分数量 上記で配分された面積に10^{ヘクタール}あたり493キログラム配分

ただし、1袋(30キログラム)換算で端数が生じる農家については調整を加えた数量とする。

5 事前売渡申込限度数量 うるち米 60486.5俵 もち米 504.5俵

6 公平確保措置

- ① 転作等未達成者に対しては、未達成加算面積を設定する。また、限度数量についても未達成面積に応じ控除する。
- ② 転作等未達成集落（農家組合）は、農業関係補助事業の事業延期又は、不採択等の措置が講じられる。
- ③ 他用途利用米の契約数量を出荷しなかった者については、次年度において調整する。

なお、詳しいことは役場産業課または農協農産課にお問い合わせください。

産業課 ☎④1211(代) (有)206～01.02

農産課 ☎④0119(代) (有)541～02

(有)303～02